

1

動物の愛護及び管理 に関する法律とは

1 目的

動物の虐待防止 動物の適正な飼養と愛護 動物による危害の防止

対象となる動物：人が飼っている全ての動物

この法律は、動物の虐待を防ぎ、動物を愛護することを通じて、命を大切に
する心豊かな社会を築くとともに、動物をただかわいがるだけでなく正しく
飼い、動物による人への危害や周辺への迷惑を防止することを目的として
います。



2 概要

① 基本原則

全ての人、命あるものである動物をみだりに殺傷したり苦しめること
のないようにするだけでなく、人と動物が共に生きていけるように、動物を飼
うときにはその習性をよく知り、適正に取り扱うようにしなければなりません。

② 動物を適正に取扱うガイドライン

家庭動物、展示動物、産業動物、実験動物のそれぞれについて、適正に動
物を取扱うためのガイドラインが定められています。また、動物を殺す場合
には、できる限りその動物に苦痛を与えない方法で行わなければなりません。

家庭動物*	家庭で飼われているペットや学校飼育動物
展示動物*	展示やふれあいのために飼われている動物（動物園、ふれあい施設、ペットショップ、ブリーダー、動物プロダクションなど）
産業動物*	牛や鶏など産業利用のために飼われている動物
実験動物*	科学的目的のために研究施設などで飼われている動物

*哺乳類、鳥類、爬虫類が対象です。